

決 定 要 旨

被 審 人（住所）兵庫県
（氏名） A

上記被審人に対する平成 21 年度（判）第 31 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 100 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 2 月 1 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 11 月 30 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

- 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実
金融商品取引法第 178 条第 1 項第 14 号に該当
被審人は、大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場に上場されていた(平成 21 年 7 月 28 日上場廃止) SBI フューチャーズ株式会社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、平成 21 年 2 月 26 日午前 9 時 46 分ころから同月 27 日午後 2 時 6 分ころまでの間、大阪府大阪府中央区北浜 1 丁目 8 番 16 号所在の大阪証券取引所において、B 証券株式会社を介し、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げる方法や、新値を形成しながら買い上がり買付けを行うなどの方法により、別表「買付状況」欄記載の同株券合計 456 株を買い付ける一方、同表「売付状況」欄記載の同株券合計 138 株を売り付け、同株券の株価を 2 万 7400 円から 3 万 8300 円まで高騰させるなどし、もって、同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

- 法令の適用
金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項、第 8 項、第 130 条、第 159 条第 2 項第 1 号、金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

- 課徴金の計算の基礎
(1) 金融商品取引法第 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は 138 株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 456 株に、同条第 8 項の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(27,400 円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 37 株を加えた 493 株であることから、
 - ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(138 株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(27,200 円×2 株+27,300 円×5 株+27,600 円×5 株+27,700 円×1 株
+27,900 円×5 株+28,200 円×5 株+29,300 円×1 株+30,300 円×3 株
+30,400 円×4 株+30,700 円×6 株+30,800 円×4 株+31,200 円×2 株
+31,600 円×1 株+32,000 円×1 株+32,800 円×5 株+33,300 円×1 株
+33,400 円×2 株+33,500 円×3 株+33,600 円×2 株+33,700 円×6 株
+33,800 円×5 株+33,900 円×2 株+34,000 円×5 株+34,100 円×3 株

$$\begin{aligned}
& +34,200 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 34,300 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} + 34,400 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 34,500 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\
& + 36,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} + 36,100 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 36,200 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 36,400 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\
& + 36,500 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} + 36,600 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 37,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 37,100 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\
& + 38,300 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\
- & (27,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 株} + 27,300 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} + 27,400 \text{ 円} \times 87 \text{ 株} + 28,300 \text{ 円} \times 15 \text{ 株} \\
& + 28,400 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 28,600 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 29,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} + 29,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\
& + 30,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 31,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 32,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 32,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\
& + 32,600 \text{ 円} \times 3 \text{ 株}) \\
= & 719,800 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(493株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(138株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから一月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(37,700円)に当該超える数量(493株-138株=355株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned}
& (37,700 \text{ 円} \times 355 \text{ 株}) \\
- & (33,300 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 33,400 \text{ 円} \times 12 \text{ 株} + 33,500 \text{ 円} \times 9 \text{ 株} + 33,800 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\
& + 33,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 34,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 34,100 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} + 34,200 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\
& + 34,300 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} + 34,400 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 34,500 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 35,900 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\
& + 36,000 \text{ 円} \times 17 \text{ 株} + 36,100 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 36,200 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 36,300 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} \\
& + 36,400 \text{ 円} \times 9 \text{ 株} + 36,500 \text{ 円} \times 67 \text{ 株} + 36,600 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 36,700 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\
& + 36,800 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 36,900 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 37,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} + 37,100 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\
& + 37,400 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 37,500 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} + 38,000 \text{ 円} \times 27 \text{ 株} + 38,100 \text{ 円} \times 8 \text{ 株} \\
& + 38,200 \text{ 円} \times 48 \text{ 株} + 38,300 \text{ 円} \times 82 \text{ 株}) \\
= & 282,300 \text{ 円}
\end{aligned}$$

の合計額1,002,100円となる。

(2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て。

